

本会の事業推進に必要な謝金等の支出に関する規程

第1条 全国再非行防止ネットワーク協議会が事業を実施するために必要な謝金の支出について定める。

第2条 支出する謝金の内容は次のとおりとする。

- 1 講演会，シンポジウムの演者に対する謝金
- 2 啓発資料等作成に関する写真撮影，資料作成に対する謝金
- 3 事務処理を行うための謝金
- 4 その他事業推進に必要な謝金

第3条 謝金の額の上限を次のとおり定める。

- I 前条1については，1回あたり10,000円を限度とする。
- 2 前条2については，1項目あたり50,000円を限度とする。
- 3 前条3については，1か月あたり80,000円を上限とする。

第4条 この規程で定めがないものについては，代表が理事と協議し，その都度決定するものとする。